

自然公園法に関する行政実務の実習について

一橋大学国際・公共政策大学院

鈴木 一宏

<実習に至るまで>

私は2011年9月5日から9月16日まで、環境省の自然環境局国立公園課において、自然公園法に関する行政実務の実習をさせていただきました。

環境省をインターン先として志望した理由は、環境問題の深刻化に伴い、環境分野は行政の中でも今後ますます重要となる分野になると考えられること、また、環境問題は人類が直面する未知の領域であり、「先を見通す行政」の究極の形が求められる分野であるため、環境分野の行政実務を体験させてもらえるのは面白そうだと思ったからです。

環境省の中でも、特に今回国立公園課という自然公園に関する行政をつかさどっている部署に希望を出した背景には、東日本大震災の影響があります。3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を日本にもたらし、三陸海岸は津波の影響で壊滅的な被害を受けました。三陸地方の経済・産業が打撃を受け、復興の青写真も描けない中で環境省が打ち出したのが「三陸復興国立公園」構想です。

「三陸復興国立公園」とは、福島県相馬市松川浦から青森県八戸市蕪島までをつなぐ海岸長距離歩道を整備すること等を通して、三陸地方の水産業の振興、観光地としてのブランド化を目指し、地域再生の起爆剤とする構想です。また、被災を記録・継承するための学びの場を設けるとともに、災害時の緊急避難場所・避難路となる「鎮魂の森」や「三陸海岸トレイル」を整備することを通して、防災に貢献することも目指しています。

このように震災後の復興の青写真を誰も描けない状況で、希望的なメッセージとなる三陸復興国立公園構想を打ち出した国立公園課に関心を持つようになり、今回インターンシップ先として申請するに至りました。

<国立公園課について>

国立公園課は、主に自然公園法という法律を所管している部署です。自然公園法は「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること」をその目的としています（自然公園法第1条）。この目的を達成するために、国立公園課は許認可という行政行為を通して国立公園の利用について規制したり、公園計画を定めて適正な国立公園の利用と保護に貢献したりする等しています。

<実習内容等>

国立公園課では、自然公園法に関する基本的な企画及び立案並びにこれに基づく関係事

務の調整をしました。その中でも今回中心的に関わらせていただいたのが、秋の中央環境審議会で用いる資料の作成作業です。

環境省では、平成 19 年度より国立・国定公園総点検事業が行われています。これは、近年、自然環境に関する科学的知見の集積が進むとともに、生物多様性等への国民の関心・要請の高まり、エコツーリズムによる公園利用の増加、より深い自然体験を求める利用形態の増加等の公園利用の形態の変化等、国立・国定公園を取りまく自然環境、社会状況が大きく変化していることに鑑み、国立・国定公園にふさわしい自然の風景地について、改めて評価することが求められてきたという時代的背景の下で行われてきたものです。

全国的に国立・国定公園の候補地を選定した後、中央環境審議会の審議を経て、正式に当該地域が国立・国定公園に認定されることとなりますが、今回はその審議会で用いる資料の一部を作成させていただきました。

この審議会のメンバーを説得させることができなければ、せっかく選定した候補地も国立・国定公園に認定してもらうことができません。そうなれば、当該候補地の関係者に大きな影響が及びます。ですので、審議会でプレゼンをする環境省職員の方のプレッシャーは、相当なものであると思います。そのような重要な資料の作成を、一部とはいえ手伝わせていただいて、大きな緊張感とやりがいを感じたことを覚えています。

このほかにも、各種新聞の切り抜き作業や行政文書のコピー取りをさせていただいたり、候補地の選定のため必要となる資料のファイリングをさせていただいたりもしました。

このように肩を張って特別なインターンプログラムを組む方式ではなく、普段職員の方がされている仕事をそのままさせていただいたことで、「普段着の国立公園課」を体験することができたと思います。

以上のようなレギュラーな業務を体験させていただいたほか、イレギュラーな業務も体験させていただきました。ちょうどインターンシップの期間中に、台風 12 号が上陸し、紀伊半島などで死者・行方不明者が 90 人を超えるなど、平成最悪級の被害をもたらしました。そのため行政各部は被害状況の把握とその対応に追われ、国立公園課も、一部ではありますが、台風 12 号に関する対応をしていました。

自分も担当の職員の方から、局長に状況報告をするための情報収集を手伝って欲しいと言われ、台風の被害状況の確認に努めました。具体的には、台風の影響で主要な道路のうち、どこが通行止めになっているのかを、各都道府県のホームページ等を用いて調べていきました。

この件について、自分は大した貢献はできませんでしたが、リアルタイムで被害を受けている現地のことを思いながら、少しでも貢献したいとの気持ちを持って情報収集をさせていただいたことは、めったに経験することのできない貴重な体験になったと思います。

最後に、今回のインターンシップで特筆すべき内容として、新旧環境大臣および新旧副大臣・大臣政務官の挨拶の場に立ち会うことができたことが挙げられます。インターンシップ初日に新旧大臣の、二日目に新旧副大臣・大臣政務官の挨拶がそれぞれ行われました。

たまたまこの二日間がインターンシップの期間と重なったのは幸運というほかに、政権が交代し、それが行政各部の運営を変化させることを実感することができたのは、大変に貴重な経験であったと感謝しております。

このほかにも、三陸復興国立公園構想を推進されている担当者の方、地熱発電の規制について担当されている職員の方、レンジャーとして実際に国立公園の現場で管理に携わっておられた経験のある職員の方等、普段お会いすることが難しい方々の貴重なお話をお聞きすることができました。

三陸復興国立公園構想については、陸中海岸の歴史から始まって、陸前高田市に震災ボランティアに行かれた職員の方の話など、構想を推進している職員の方ならではの思い入れや考えをお聞きすることができました。

地熱発電への規制が注目されるのは、震災で原子力発電に不安が生じた結果、再生可能エネルギーの一つとして、地熱発電に注目が集まってきているということが背景にあります。事実日本は世界有数の地熱発電の潜在能力がある国です。しかし日本においては国立公園に関する規制が地熱発電の開発の障害となるということがマスコミ等で報道されています。そこで地熱発電に対する規制を担当されている職員の方に思い切って国立公園の規制を緩和するべきではないかと質問をぶつけてみました。それに対し、国立公園が地熱発電を規制している歴史的な背景について詳細に答えていただき、マスコミが一般に報道しているように、国立公園の規制を緩和したら解決するような単純な話ではないということがわかりました。

またインターンが半ばに差し掛かってきたころ、各地の国立公園にレンジャーとして駐在した経験を持つ職員の方が「出戻りレンジャー報告会」というものを勤務時間外に開いておられたのですが、その報告会に自分も参加させていただきました。この報告会は、各地の国立公園で実際に勤務に当たられたレンジャーの方が、自身の経験を発表することでその経験を共有し、課内で情報交換をすることを目的として、職員の方が自主的に始められたものです。忙しい勤務の中でも発表のための資料を作成し、経験を共有することでお互いに高めあっているという職員の方の姿に触れ、大変に感動いたしました。

報告会の具体的な内容としては、佐渡島におけるトキの野生復帰についてと、近年国立公園の認定を受けたばかりである尾瀬国立公園での勤務についてのお話でした。

トキは江戸時代頃までは日本全国に生息していましたが、明治時代以降の乱獲によって数が減り、昭和以降の開発や農薬の多用等による生息環境の悪化で絶滅寸前にまで追い込まれてしまいました。1981年に佐渡の山中で最後の5羽が捕獲され、日本のトキは自然界から姿を消しました。その後人工繁殖の試みを続け、1999年に中国から譲り受けたトキのペアで初めて人工繁殖に成功して以来、トキの数は着実に増えてきました。現在では、飼育下で増やしたトキを再び佐渡の空に戻すための試みが行われています。環境省では、関係機関や地域の方々との議論を経て、2003年3月に「環境再生ビジョン」を策定し、「2015年頃、小佐渡東部に60羽のトキを定着させる」という目標を掲げ、この目標を達成するた

めに必要な取組みとして①トキの飼育・訓練・放鳥②生息環境の整備③社会環境の整備の三つを掲げています。

今回のお話では、この三つの取組みのために必要不可欠な作業である、トキのモニタリングをされた職員の方のお話を聞いてまいりました。そのお話の中で特に印象的だったのは、トキの野生復帰をすればそれでいいという問題ではなく、トキを自然再生・地域活性化のシンボルとしていかにもっていくかが大切であるということです。地域に根ざした活動をされるレンジャーならではの視点であると思いました。

尾瀬国立公園については、現地で活動するレンジャーならではの苦労話をいろいろとお聞きすることができました。尾瀬国立公園では、年々鹿による食害が問題となってきており、いかに鹿を駆除するかが重要な課題となってきています。鹿の駆除を進める上で猟友会の方々に「メスや子供の鹿を撃って欲しい」とお願いしたところ、猟友会の方から、「あんたは悪魔だ」と言い返されたそうです。というのも、猟友会の方は普段オスの成熟した鹿を撃っているため、メスや子供の鹿を駆除することは、ハンターとして心が痛むのだそうです。そのような反発を受けることを覚悟で、ある種残酷なお願いをしなければならぬという大変な立場にレンジャーはあるのだということを知りました。単純に自然が好き、動物が好きだけではやっていられない生々しい世界があるのだということを知りました。このように、実際に現場で経験を積まれた職員の方の体験談を聞くことができたことは、大変貴重であったと思います。

さらにはインターンシップ初日に歓迎会を開いていただき、課長はじめ課内の職員の方々と交流する機会を設けていただいたり、他に環境省へインターンシップに来ていた学生と合同で、他の課の職員の方と昼食にご一緒させていただいたりもしました。とりわけ昼食をご一緒させていただいた時には仕事以外のお話もしていただき、大変参考になりました。正規のインターンシップ時間以外にもたくさん職員の方とお話する機会を与えていただいたと思います。

そのほかに担当させていただいた業務としては、英語のパワーポイント資料を日本語に翻訳するというものがありました。その資料とは、アイスランドにおける地熱発電事業についてのものですが、この資料が注目される背景には先述したとおり、日本において再生可能エネルギーが注目され、地熱発電の先進国であるアイスランドに関心が集まっているということがあります。翻訳作業をさせていただくことで、アイスランドの地熱発電の情報を知ることができ、最新の情報や議論に触れるという体験をすることができました。自分が翻訳した内容が国立公園課の職員の方によって使われ、それを一つの材料として国家的な議論が行われると考えると、身が引き締まる思いがしました。それと同時に、実際に仕事で英語を使ったことで、英語を身に付けることの必要性をより強く感じることができました。

実習前に私に提示された課題は「自然公園法に関する行政実務」というものでしたが、実際に体験させていただいた業務は以上に述べてきたように多岐にわたっています。基本

的な日常業務から大臣等の挨拶、審議会の資料作成や資料の翻訳、果ては職場外でも交流を持たせていただくなど、本当に濃密な2週間を過ごさせていただきました。